

令和4年度

大館市介護予防拠点施設整備事業者
募集要項

令和3年6月

大館市福祉部長寿課

1 募集の概要

(1) 募集の趣旨

大館市では、第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）に基づき、介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者のサロン等の介護予防事業を実施する介護予防拠点施設の整備を進めています。

本募集は、この計画に基づき、次の（2）で示す介護予防拠点施設の整備を行う事業者を選定するために行うものです。

(2) 募集する事業の種類

① 介護予防拠点

(3) 整備・運営する時期、整備量、整備対象日常生活圏域

整備時期		令和4年度
介護予防拠点	整備量	1箇所
	圏域	市内全域

(4) 応募要件

【共通事項】

- ① 応募時点で法人であることを原則とします。ただし、法人設立の手続き中の場合は「大館市介護保険施設等整備事業者審査委員会」の開催（7月下旬予定）までに法人格を取得することを条件とします。
- ② 法人及びその代表者（新たに法人を設立する場合にあっては、その代表となる者）について、納税義務のある市税に滞納がないことを原則とします。
- ③ 応募法人の役員等が、大館市暴力団排除条例（平成23年条例第34号）第2条に規定する暴力団員、または暴力団でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(5) 施設整備要件

- ① 建設予定地の確保が確実で、かつ当該地が農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法等の各種開発規制に抵触しない場所であること。
- ② 建設予定地の隣接者、町内会等地域住民に対し、施設整備等の情報提供が行われ、地域住民の同意により施設整備が円滑に進められることが見込まれること。
- ③ 補助金交付の決定後、施設整備に着手し、令和5年3月31日までに整備を終了すること。ただし、事情により整備完了時期の遅延が見込まれる場合は別途協議するものとします。

(6) 施設整備に対する補助

- ① 秋田県が設置している地域医療介護総合確保基金を活用した地域密着型サービス等整備事業費補助金を交付予定です。(金額は未定)
(注) 県との協議の結果、不採択の場合は補助金の交付はありません。

2 日程

◎募集及び選定の日程は次のとおりとします。

募 集 の 公 告	令和3年6号の市広報、ホームページ掲載
募集要項の配布期間	令和3年6月7日(月)～6月18日(金)
応募書類の提出期間	令和3年7月5日(月)～7月6日(火)
事業者の決定・通知	令和3年7月下旬～8月上旬

3 応募の手続き等

(1) 募集要項配布・応募書類提出時間、場所

- ① 時 間 午前9時～午後5時
- ② 場 所 大館市福祉部 長寿課 高齢者福祉係
(大館市字中城 20 番地 大館市役所 本庁舎 2階)
- ③ 応募する方は、必要書類を持参のうえ提出して下さい。(郵送不可)

(2) 提出書類

- ① 応募申込書(別添1)

- ② 介護保険施設等整備計画書（別添2）
- ③ 建物の平面図（建物の面積の表示）
- ④ 建物が既存のものである場合は建物の登記簿謄本（原本）
- ⑤ 新たに建築が必要な場合は、建設予定地の土地の登記簿謄本（原本）
- ⑥ 土地の取得が必要な場合は、土地取得が確実であることを示す書類（様式任意：地権者署名）
- ⑦ 借地の場合は、建設予定地の地権者の承諾書
- ⑧ 法人の定款又は寄付行為（写し）
- ⑨ 法人登記簿謄本（原本）
- ⑩ 決算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録）（直近3年分）
- ⑪ 新規に法人を設立する場合は、代表を予定する者の履歴書、役員等の構成案（任意様式）
- ⑫ 法人市民税の滞納がないことを証明する書類（直近1年分の写し）
※ 新設法人の場合は、代表者個人の市民税の滞納がないことを証明する書類（直近1年分の写し）
- ⑬ 法人内で事業計画の承認を得たことを証するもの（様式任意）

（3）提出部数

8部 正本1部、副本7部（正本のコピー）

（4）留意事項

- ① 提出書類は、原則としてA4版縦型ファイル（左綴じ）とします。図面等A4版で見づらい場合、A3版で作成し、A4サイズに折り畳んで下さい。
- ② （2）提出書類の①から⑬の順に並べ、目次、通しページ番号をつけ、書類ごとに仕切り紙を入れたうえで、ページ番号を付したインデックスをつけてください。
- ③ ファイル表紙には、「大館市介護予防拠点施設整備事業者応募申込書」と明記し、法人名を記入して下さい。また背表紙にも法人名を記入して下さい。
- ④ 応募に関して要した費用は、応募者の負担となります。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合には、応募を取り消します。
- ⑥ 本応募における用地（建物）権利者または地域住民との間の確約書等

に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、大館市はその責任を負いません。

- ⑦ 他の応募事業者に関する問合せについては、一切応じません。
- ⑧ 提出書類は、返却しません。

4 審査

(1) 審査・選定方法

- ① 応募者から提出された整備計画書等は、審査の透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、「大館市介護保険施設等整備事業者審査委員会」に諮り、その審査結果に基づき事業者を選定します。
- ② 必要に応じて、計画予定地や既運営施設の実地調査を行います。
- ③ 審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 選定基準

介護保険施設等の整備を行う事業者の選定にあたり、次の基準について審査を行います。

大分類	中分類
Ⅰ 運営主体	Ⅰ－1 運営実績
	Ⅰ－2 財務状況・資金計画
	Ⅰ－3 補完施設との連携体制
	Ⅰ－4 運営理念
Ⅱ 立地条件	Ⅱ－1 地域内の施設の配置状況
	Ⅱ－2 地域との連携
	Ⅱ－3 土地の環境
Ⅲ 建設計画	Ⅲ－1 建物の構造
	Ⅲ－2 居室の快適性
	Ⅲ－3 共同生活部分の快適性
	Ⅲ－4 安全対策
Ⅳ 人員配置	Ⅳ－1 専従者の配置状況
	Ⅳ－2 人員配置の状況

(3) 審査結果の公表

審査の結果は、令和3年8月上旬、申請者に文書で通知します。

【大館市日常生活圏域】

圏域名	圏域設定単位 <中学校単位>・(地区・地域)
圏域大館1	<北陽中学校> (矢立地区、花岡地区、釈迦内地区)
圏域大館2	<東中学校> (大館地区の一部、長木地区)
圏域大館3	<第一中学校の一部、下川沿中学校> (大館地区) 桂城、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、長倉町、末広町、弁天町、大正町、御坂、新富町、大町1区・2区、寺町、常盤木町、昭和町、神明町、南神明町、東新、新地、南町、田代1～4区、新町、中町、馬喰町、柄沢、東台1～4区、中神明町、市営新町住宅、市営中町住宅、市営向町住宅、城西町、東町、豊町、北神明町、旭ヶ丘、住吉町、小館町、長根山、南ヶ丘、水門町、仲見世、泉町、曙町、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町 (下川沿地区) 片山1～5地区、餅田1～2区、山田渡、赤石沢、立花1～2区、川口1～6区、鳴滝、大道下、横岩、片山アパート、餅田団地、片山町3丁目、天神緑町、美園町、西大館、八坂町、根下戸新町、隼人町
圏域大館4	<第一中学校の一部、成章中学校> (上川沿地区) (十二所地区)
圏域大館5	<南中学校> (真中地区) (二井田地区)
圏域比内	<比内中学校> (比内地域)
圏域田代	<田代中学校> (田代地域)

お問合せ先

秋田県大館市字中城20番地
大館市福祉部 長寿課 高齢者福祉係
電話 0186-43-7056
Mail koreisya@city.odate.lg.jp